

第三者からの情報取得事件：費用等一覧表

(千葉地方裁判所松戸支部以外の支部用)

申立手数料	1,000円 (収入印紙で納付)
目録写し (押印されていないもの)	各1部
予納金 (申立後、保管金提出書を郵送)	2,000円×〔第三者の数〕 (※)給与・不動産の場合は不要
申立人(代理人)への直送用封筒 ※すべての封筒に84円切手を貼付 (下表の内訳に含んでいます。)	預貯金・振替社債等：〔第三者の数〕+1通 給 与：〔第三者の数〕 不 動 産：不要

申立ての内容	債権者、第三者が各1名の 場合の郵券切手の額	第三者が1名増加するごと に加算すべき郵券切手の額
預貯金・振替社債等	2,056円分	1,278円分
	内 訳 ----- 500円 2枚 100円 6枚 94円 1枚 84円 2枚 50円 1枚 20円 6枚 10円 2枚 2円 2枚	内 訳 ----- 500円 2枚 100円 1枚 84円 1枚 50円 1枚 20円 2枚 2円 2枚
給 与	3,270円分	1,278円分
	内 訳 ----- 500円 4枚 100円 8枚 94円 2枚 84円 1枚 50円 1枚 20円 6枚 10円 2枚 2円 4枚	内 訳 ----- 500円 2枚 100円 1枚 84円 1枚 50円 1枚 20円 2枚 2円 2枚
不 動 産	3,186円分	/
	内 訳 ----- 500円 4枚 100円 8枚 94円 2枚 50円 1枚 20円 6枚 10円 2枚 2円 4枚	

(令和5年10月版)